

区民交通傷害保険のご利用を 平成28年度 加入者募集 2/1(月)～

この保険は、車両による交通事故だけがをしたときに、入院や通院治療期間と治療実日数に応じて保険金をお支払いする制度です。万が一に備え、ご家族や団体でご加入ください。4月1日以降の加入はできませんので、ご注意ください。

また、同時加入者に限り、自転車運転中に他人にけがを負わせた場合などが対象の「自転車賠償責任プラン」も併せて募集します。昨今の自転車事故の増加に備え、ぜひご加入をお勧めします※自転車賠償責任プランのみの加入はできません。詳細は問い合わせ先までご連絡ください。

【保険期間】
平成28年4月1日(金) 午前0時～平成29年3月31日(金) 午後12時の1年間
【加入できる方】
保険責任開始時点(4月1日現在)で、区内に住所のある方
【コースの種類と保険料】
下表のとおり

※平成28年度より保険料を改定しました。Aコースは200円、B・Cコースは300円の引き上げとなります。それに伴い、自転車賠償責任プラン付のA・B・C・Dコースの金額も変更となります。ご注意ください。※複数のコースへの加入はできません。

(SJNK15-12003 平成27年12月29日作成) 【保険期間1年間】

コース	補償内容	年額保険料	最高保険金額
A	区民交通傷害Aコース	1,000円	150万円
B	区民交通傷害Bコース	1,700円	350万円
C	区民交通傷害Cコース	2,900円	600万円
AJ	区民交通傷害Aコース+自転車賠償プラン	1,300円	150万円(交通傷害)+1,000万円(自転車賠償)
BJ	区民交通傷害Bコース+自転車賠償プラン	2,000円	350万円(交通傷害)+1,000万円(自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース+自転車賠償プラン	3,200円	600万円(交通傷害)+1,000万円(自転車賠償)

※平成27年度に加入されていた方には、1月下旬に、更新手続きのご案内を送付します。

○団体加入

町会・自治会・サークル等、加入者10人以上で団体加入扱いとなります。団体内での申込書等の取りまとめや集計・集金をお願いしますが、保険料の8%が事務手数料として還元されます。2月1日(月)から受け付けします。

○個人加入

2月1日(月)から、各窓口(地域振興課、各出張所、図書館、文化センター、区内金融機関)にある申込書に必要事項を記入し、保険料を添えてお申し込みください。

【加入方法】

【申込】3月24日(木)(地域振興課窓口のみ3月31日(木)まで可)

【申込】地域振興課窓口(区役所4階26番)または区内金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、郵便局)窓口

※出張所、図書館、文化センターは、申込書の配布のみで受付は行っていません。

※地域振興課窓口は混雑が予想されますので、金融機関等のご利用をお勧めします。

区民保養施設のご利用を 温泉宿でくつろぎのひととき

区では、皆さんに楽しいひとときを過ごしていただけるよう、区民保養施設を開設しています。どうぞご利用ください。

【利用できる方】区内在住の方※高校生以下の方だけの利用はできません。

【施設料金】下表のとおり
【利用日数】2泊3日まで

【申込方法】区役所、各出張所、図書館、文化センター、福祉会館・児童館にある申込専用往復はがきに必要事項を記入し、切手を貼って郵送(同一人の複数申込はすべて無効)

【申込期間】利用したい月の2か月前の1日～17日まで(消印有効)

【公開抽選】毎月22日(閉庁日の

の保険金の請求は、取扱保険会社に直接請求してください。

【事故連絡先】

損害保険ジャパン日本興亜(株)事故サポートセンター(24時間365日)

☎0120(727)110

本店企業保険金サービス部傷害保険金サービス第二課(平日午前9時～午後5時)

☎050(3798)0524

【引受保険会社】

損害保険ジャパン日本興亜(株)東京公務開発部営業開発課〒100-896千代田区霞が関3-7-3 ☎(3593)6506

【申込】地域振興課地域振興係 ☎(3647)4962

場合は原則その前日)に区役所で受付順位を決める公開抽選を実施。結果ははがきで通知。

【空室申込】利用したい月の前月の1日から、利用したい日の3日前まで次の委託会社で受付。

なお、利用日間の申込の場合は、利用承認書を委託会社の窓口まで受け取りに行ってください。

【委託会社(株)日本旅行

平日・新宿法人営業部(午前10時～午後5時半)

☎(5369)3950

土・日曜、祝日・アトレ亀戸営業所(午前10時半～午後6時)

☎(5627)6221

【申込】地域振興課地域振興係 ☎(3647)4962

70歳以上のひとり暮らし 高齢者の皆さんへ

電話訪問 声かけ訪問で安心した暮らしを

区では、ひとり暮らし高齢者の皆さんが安心して暮らせるよう、安否確認や孤独感の緩和を目的とした電話訪問や声かけ訪問を実施しています。

【電話訪問】訪問員が、週10分程度、電話でお元氣かどうかお話をします。

【声かけ訪問】訪問員が、週3回程度ご自宅を訪問してお元氣な

姿を確認します。

電話・声かけ訪問いずれも、1週間不在が続くと、あらかじめ登録いただいた緊急連絡先へ連絡するなど、安否確認をします。

【区内在住の70歳以上のひとり暮らしで、次のすべての要件を満たす方】

①老人ホーム・シルバーピア等の施設に入居していない方

②他の安否確認事業(食事サービス、緊急通報システム(民間型)等)を受けていない方

③介護・支援サービス(ヘルパー派遣、デイサービス等)を受けていない方

アルコール相談

お酒をやめられない方、お酒でお困りの方は気軽に保健相談所へ

少量でもアルコールを口にすると、とことん飲んでしまい、途中で切り上げられない。一度飲み始めると何日も飲み続ける。

○アルコールが原因で失敗したり、二日酔いで仕事を休むことがある。

○アルコールが切れると体調が悪くなりそれを治すためにまた飲む。

○お酒を飲んで暴言や暴力がある。

家族や身近な方またはご自身がこのようなことで悩んでいます。

深川保健相談所 ☎(3641)1181

深川南部保健相談所 ☎(5632)2291

城東南部保健相談所 ☎(5606)5001

城東南部保健相談所 ☎(3637)6521

深川南部保健相談所 ☎(5632)2291



▲「声かけ訪問です！ 今日もお元氣そうですね」